

「国語科教育」編集委員会規定

(昭和 63 年 10 月 21 日制定)

(平成 12 年 10 月 14 日修正)

(平成 13 年 5 月 13 日修正)

(平成 15 年 10 月 11 日修正)

(令和 7 年 11 月 22 日修正)

〔編集委員会の構成〕

- 1 編集委員会は、会員の中から理事会の選出する 12 名の委員によって構成する。

〔委員の任期〕

- 2 委員の任期は、原則として 3 期とし、その後の続く 2 期間の継続再任はしない。ただし、委員は、每期 1 / 3 ずつ交替するものとする。なお、委員の任期は、改選時期に応じて、当該年度 4 月 1 日から次年度 9 月 30 日まで、または当該年度 10 月 1 日から次年度 3 月 31 日までの 3 期 1 年 6 ヶ月とする。

〔委員長・副委員長〕

- 3 編集委員会に委員長・副委員長をおく。委員長・副委員長は、委員の互選によって決定する。

〔臨時審査委員〕

- 4 編集委員会は、必要に応じて、「臨時審査委員」を委嘱することができる。